

新潟市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規之

新潟市教育委員会規則第3号

新潟市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会傍聴人規則（昭和35年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。